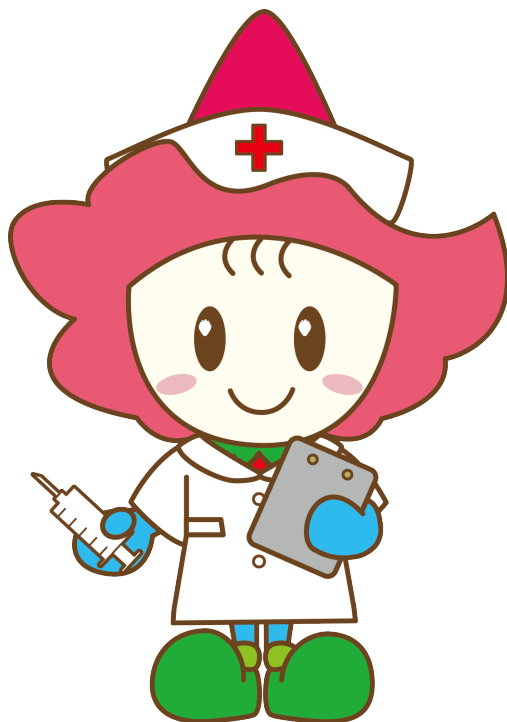


助成対象者のみなさまへ

ひとり親家庭医療費 助成のご案内



お問い合わせは…

鹿沼市 こども未来部

子育て支援課 こども給付係

鹿沼市今宮町1688-1

TEL 0289-63-2172



1. 助成の対象者

ひとり親家庭の方で、児童を養育している方が対象となります。

※令和5年4月1日から、お子さまは、こども医療費助成制度をご利用ください。

※元配偶者の保険の扶養に加入している場合、制度の対象外です。

2. 所得の制限

児童扶養手当と同等の所得制限があります。所得制限額を超えている場合、医療費の受給資格が停止します。

請求者及び扶養義務者等の前年（または前々年）の所得が下表の額以上の方は、その年度（11月から翌年の10月まで）の期間、医療費助成が停止されます。

扶養親族等の数	請求者（本人）	扶養義務者／配偶者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人以上	以下380,000円ずつ加算	

（扶養義務者・・・請求者と同居している父母、祖父母、兄弟姉妹、子など）

※扶養親族等の数に老人扶養や特定扶養がある場合、限度額の加算があります。

※養育費の8割が所得に算入されます。

3. 助成の対象となるもの

◆医療機関（病院・薬局・歯医者・整骨院等）で、保険診療により受診した医療費の自己負担分

4. 助成の対象となる期間

すべての児童が18歳到達後最初の3月31日を迎えるまで

ひとり親家庭でなくなったり、児童を養育しなくなったときは受給資格がなくなります。

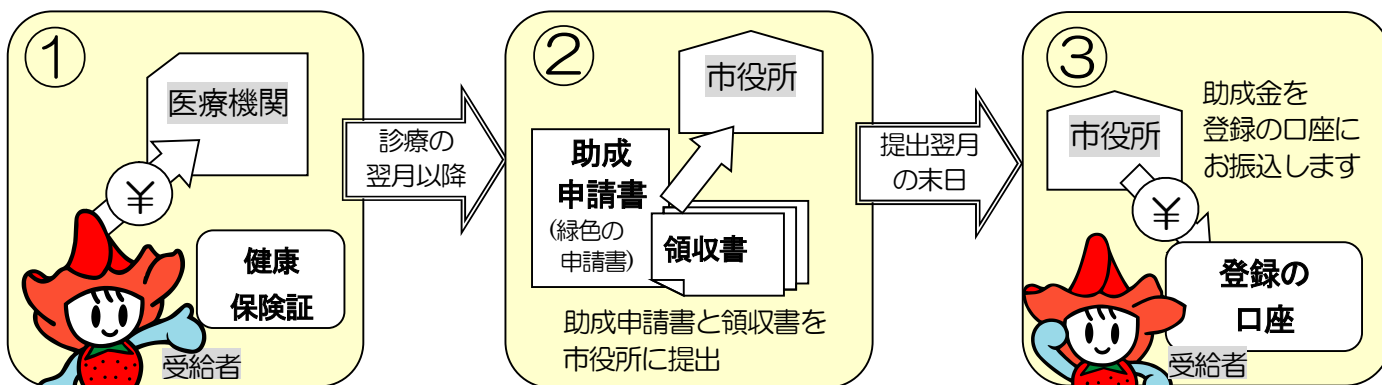
※養育する児童が、自ら被保険者となった場合、当該児童の受給資格がなくなります。また、養育するすべての児童が、自ら被保険者となった場合、すべての方の受給資格がなくなります。

5. 受給資格者証の有効期限・更新

◆発行する受給資格者証の有効期限は10月末日までです。

◆毎年8月に受給資格の確認をする更新申請手続きがあります。

6. 助成申請の方法



●申請書の提出先

- ・市役所子育て支援課窓口
- ・各地区のコミュニティセンター
- ・郵送でも結構です（郵送料は自己負担）

※注意していただくこと

- ・助成金の請求は、診療月の翌月からとなり、診療月の翌月から1年以内（1年後の同月末日まで）に申請してください。期限を過ぎると受付できません。
- ・一度提出された領収書はお返しいたしません。領収書原本の返却をご希望の方は、原本とコピーを両方ご提出ください。原本は受理済スタンプを押してお返しします。
- ・詳細な記載がない領収書のときは、助成申請書に医療機関で保険点数の証明を受けてください。証明を受けるときは、申請者記入欄を記入してから、診療翌月の10日以降に依頼してください。証明手数料がかかる場合もあります（証明手数料は助成対象外です）。
- ・郵送で提出するときには、連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。領収書は原本を同封してください。領収書原本の返却をご希望の方はその旨を書き添えて、領収書の原本とコピー・返信用の切手を同封してください。
- ・医療費助成を受けたものは、確定申告の際の医療費控除の対象にはなりません

7. 資格内容変更届

住所・氏名・加入保険・振込口座などに変更があったときは、変更届の提出が必要です。

●提出先 市役所子育て支援課窓口
(コミュニティセンターは不可)

●必要なもの 受給資格者証・保険が変わる人全員の保険証（保険変更の場合）

8. 高額療養費に該当したとき

支給決定通知を助成申請書と一緒にご提出ください。
保険診療自己負担額から高額療養費や付加給付を引いた分が助成されます。

●高額療養費の手続方法

加入保険	手続方法
鹿沼市国民健康保険	鹿沼市保険給付係より通知が届きますので手続きしてください。 ※支給額は担当係で確認するので決定通知の添付は不要です。
社会保険・国民健康保険(鹿沼市以外)	勤務先に請求してください。高額療養費支給決定通知が発行されます。 ※保険によって、請求が必要な場合と、自動的に支払われる場合があります。勤務先または加入の健康保険にご確認ください。

※ 「限度額適用認定証」を使用すると、高額療養費に該当したときに、医療機関窓口での支払いが限度額（上記『高額療養費とは？』表中に記載）までになります。事前の手続きが必要ですので、詳しくはご加入の健康保険にお問い合わせください。

※ 健康保険によっては、高額療養費とは別に自己負担額が一定以上になると付加給付が支給されることがあります。その場合は、付加給付の支給決定通知もご提出ください。

◆◆◆提出前のチェックポイント◆◆◆

- 領収書や証明は診療の翌月から1年以内の診療分ですか？
(例：4月の診療分の申請有効期間は、翌月の5月から翌年の4月末日までです)
⇒診療月の翌月から1年以内であれば、領収書や証明をまとめて提出できます。
- 領収書の原本をお預かりしても大丈夫ですか？
⇒領収書原本の返却をご希望の方は、コピーをとっていただき、原本とコピーを両方お持ちください。原本には受付スタンプを押してお返しします。
- 保険診療の領収書ですか？
- 高額療養費・附加給付に該当していませんか？
⇒「8. 高額療養費に該当したとき」をご覧ください。
- 申請書の枚数は足りていますか？
⇒医療機関（病院・薬局・歯医者・整骨院）ごと・対象者ごとに申請書が1枚ずつ必要です。申請書は市役所、コミュニティセンターや市HPで入手できます。2枚目以降は「受給者番号・受診者氏名・生年月日」のみの記入で構いません。ただし2枚目以降の「加入保険」が変わる場合、「加入保険」の記入が必要です。
- 記入漏れはないですか？
⇒「10. 助成申請書の記入例」をご覧ください。
- 領収書の添付方法
⇒のり付けせず、ホチキス等のはずせるもので添付してください。

高額療養費とは？

1ヶ月の保険診療自己負担額が、決められた限度額を超えると、その超えた分が**高額療養費**として加入している健康保険から支払われます。

●限度額

- ・非課税世帯 35,400円
- ・課税世帯 57,600円以上（所得によって限度額が4段階に分かれます。限度額がいくらなのか、高額療養費に該当するかはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。）

9. 保険証忘れなどで医療費を10割負担した場合やコルセット等を作った場合

- ① 加入している健康保険から、負担した費用の一部が支払われますので、健康保険に療養費支給の申請をしてください。
- ② 「療養費支給決定通知」が届いたら、その通知・医療機関の領収書・助成申請書を一緒に提出してください。コルセット等の場合も同様です。

10. 助成申請書の記入例

ひとり親家庭医療費助成申請書

申請者記入欄 ※この様式に、本人(個人)が署名をした場合には、押印の必要はありません。

〇年〇月〇日

鹿沼市長 宛

2枚目以降は「受給者番号・受診者氏名・生年月日」のみの記入で構いません。

受給資格者 (申請者) 住所 鹿沼市〇〇町〇-〇-〇
 氏名 鹿沼 さつき
 電話 〇〇-〇〇〇〇

印
 申請する診療日に使っていた保険を記入します。保険者番号は保険証の下段にある4~8桁の番号です。

受給者番号	〇〇〇〇〇	加入保険	被保険者氏名	鹿沼 太郎			
			保険証記号番号	〇〇〇			
受診者	氏名	鹿沼 さつき	保険者	番号	〇	〇	〇
	生年月日	〇年〇月〇日		名称	〇〇〇〇〇〇〇〇		
一部負担金2万1千円以上支払った家族の有無							有 ・ 無

(注) 高額療養費に該当したときは、当該支給決定通知書又はその写しを添付して下さい。

児童扶養手当について

手当の内容 ・ 受給条件	父母の離婚・父または母の死亡などによって、ひとり親家庭となった方や、父または母が重度の障害の状態にある児童を養育している方等に支給される手当です。 公的年金の受給や事実婚等、申請者の状況により手当が支給されない場合があります。																		
手当の額と 支給月 (R5.4~)	<ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 44,140円/月 ・一部支給 10,410~44,130円/月 ※児童が2人のときは 5,210~10,420円加算、 3人目からは1人増すごとに 3,130~6,250円加算 認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます (年6回、奇数月の10日に、支払月の前月分までが口座に振り込まれます)。																		
所得の制限	請求者および扶養義務者等の前年(または前々年)の所得が、下表の額以上の方は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部または全部が支給停止となります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の数</th> <th colspan="2">請求者(本人)</th> <th rowspan="2">扶養義務者/ 配偶者</th> </tr> <tr> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>490,000円</td> <td>1,920,000円</td> <td>2,360,000円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>870,000円</td> <td>2,300,000円</td> <td>2,740,000円</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td colspan="3">以下380,000円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	請求者(本人)		扶養義務者/ 配偶者	全部支給	一部支給	0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円	1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	2人以上	以下380,000円ずつ加算		
扶養親族等の数	請求者(本人)		扶養義務者/ 配偶者																
	全部支給	一部支給																	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円																
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円																
2人以上	以下380,000円ずつ加算																		
現況届	毎年8月に、受給資格を確認する「現況届」の提出が必要です。 提出がないと手当の支給を受けることができません。																		